

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年六月二十六日法律第六十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第百条第六号の改正規定（「第四十一条第一項」を「第四十一条」に改める部分に限る。）及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。